

# 野焼き （屋外燃焼行為）は 禁止されています

合成樹脂

プラスチック

ゴム

木材

伐採木・木の枝等

布

油脂類

鉱物油・有機溶剤等

紙



これらを屋外で燃やしてはいけません

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が  
中止命令違反に課せられます

裏面もチェック

# 例外的に認められている燃焼行為の例は？

- ・消火訓練や災害の復旧等に必要な場合
- ・次の行為で木材及び紙を燃やす場合

農家が畠などで行うたき火

家庭で行う小さなたき火

バーベキューなどのレジャー活動

学校行事で行う炊き出し

どんど焼き、お焚き上げなどの宗教行事

※穴を掘ったり、容器（ドラム缶など）を使うのは禁止です



## 例外行為でも配慮は必要です

- ・よく乾燥させましょう
- ・燃やす量に注意しましょう
- ・風向きや時間帯を考えましょう
- ・別の処分方法も考えましょう

詳しくはこちらへ↓

### 【問い合わせ先】

横浜市 みどり環境局 大気・音環境課 大気相談担当

横浜市中区本町6丁目50-10 横浜市役所27階

☎045-671-2486 ☎045-550-3923 ✉mk-soudan@city.yokohama.lg.jp

令和6年4月作成

